

あ ぜ み ち 通 信

* * * * *

10月1日
2005年(平成17年)

農業会議ミニレター(第58号)
編集・発行:愛知県農業会議

- ◎ **前月対比の増部数全国一となりました!・・・全国農業新聞の普及状況(9月)**
全国農業新聞の9月の普及状況は、前月対比1,062部増、16年12月対比7,551部減の187,662部となり、農業委員数対比の普及率は3.3となっています。
本県の普及状況は前月比163部増、16年12月対比で670部減の3,737部となりました。前月対比で増部しているのは27県でしたが、その中で愛知県は増部部数が全国第1位であり、皆さまの努力に感謝申し上げます。

- ◎ **農業経営基盤強化促進法等農地制度改革に関する対応方針(平成17年9月6日改訂)について**
農業経営基盤強化促進法等の農地関連法が改正され、これらに関する「対応方針」が取りまとめられ7月1日付けで全国農業会議所から通知がありましたので、本会から7月7日付けで各農業委員会に送付しました。
その後、政省令の公布、9月1日の「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の運用について(運用通知)」等を踏まえ、その内容が改訂されましたので、9月12日付けで各農業委員会に通知(改訂箇所下線付き)させていただきましたのでよろしくお願ひします。

- ◎ **経営安定対策についての要望など協議・・・常任会議員会議の審議状況**
去る9月16日に開催された常任会議員会議では、知事諮問案件として農地法第4条に基づく転用事案44件 20,625平方メートル、第5条に基づく転用事案 273件 293,318平方メートルが審議され、いずれも許可して差し支えない旨、答申されました。
また、土地区画整理法第136条の規定に基づく知事諮問案件1件についても審議され、許可することが相当と認め、答申しました。
なお、協議事項として、全国農業会議所から依頼のあった経営安定対策(品目横断的政策等)に対する意見について協議願ひ、資料2のとおり提出することとされました。この経営安定対策は10月中下旬を目途に制度の詳細が具体化されることとされています。

- ◎ **名古屋支部長に寺島正氏が就任**
名古屋市農業委員会は9月20日、選挙後初の総会を開催し、農業委員長に寺島正氏、職務代理者に恒川正春氏と坂野公壽氏を選任しました。
なお、寺島正会長には、本会議の名古屋支部長及び常任会議員に就任していただきました。

○ 農委組織活動の強化を協議・・・東海ブロック農業会議事務局長会議

9月30日三重県四日市市において、農業委員会系統組織における活動の取り組みについてを主要議題とする会議が開催されました。

これは、平成17年6月13日付け17経営第1850号農林水産省経営局構造改善課長名文書「農業委員会系統組織における活動の取組について 一地域の担い手・認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化、耕作放棄地の発生防止・解消の取組一」（本会からは平成17年6月17日付け17愛農会議第276号で各農業委員長宛送付）において、農業委員会等が認定農業者を始めとする地域の担い手の育成、集落営農の組織化・法人化、さらには耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組に対し、地域の農業関係機関・団体との連携の下に積極的に取り組み、従来にも増してその機能を発揮し、具体的に目に見える成果を確実に積み上げて行くことが強く求められていることから、この対応について東海農政局の参加も得て協議したものです。

○ 都道府県農業会議事務局長会議

全国農業会議所は9月6日、東京都の参議院議員会館において都道府県農業会議事務局長会議を開催し、9月21日開催の第68回臨時総会議案、平成18年度農業委員会関係予算概算要求と当面の組織対応、三位一体・規制改革への対応、農業経営基盤強化促進法等農地制度改革に対する対応方針改訂案、平成17年度全国農業委員会代表者集会開催要領案、経営安定対策をめぐる情勢と提案（要請）、平成18年度税制改正要望重点事項（資料1）等について協議検討しました。

○ 全国農業新聞の普及拡大を協議・・・情報事業重点普及農業委員会推進会議

全国農業新聞の購読普及率が全国一と言われる長野県の実情を調査し、本県の普及拡大の参考とするため、9月8日から9日にかけて、本県の14重点普及農業委員会の会長、事務局及び本会事務局が松本市を訪問しました。松本市農業委員会の村上博俊会長からは、本人自らが5部普及するなど率先して取り組んでいる状況を述べられ、さらに上條順敬事務局長及び長野県農業会議の山際義人係長からは、より具体的取組内容について勉強することができ、参加した会長や事務局らは何かと刺激となる話を伺うことができました。

○ 「規制改革・三位一体改革」への当面の対応について

政府の規制改革・民間開放推進会議（議長：宮内義彦オリックス会長）が、農地制度及び農業委員会制度並びに農協のあり方についての見直しに言及した「中間報告案」の検討内容が明らかになったことから、本会として8月8日付け17愛農会議第321号でこれへの対応を依頼し、また、8月2、3、4、5及び8日開催の地域別支部農業委員長・事務局長会議においてもお願いしました。

9月27日にこの「中間報告」が体裁を「提言」に変えて、「『小さくて効率的な政府』の実現に向けて」として公表されました。今回の提言内容は「小さくて効率的な政府」に直結する三項目に絞られ、上記の①企業による自由な農地取得や農業委員会の解体的見直し、②農協事業の分割再編、については盛り込まれませんでした。しかしながら、分野別の提案については年末に予定されている最終報告で復活させるとされておりますことから、こうした動きに対応した取組をお願いします。

なお、これらに関しては、9月30日付け17愛農会議第390号で各農業委員長あてお願いしております。

◎ **水田農業構造改革・担い手育成フォーラムが開催されました**

より高度な地域水田農業ビジョンの作成とその達成に向けてを旨として、水田農業構造改革・担い手育成フォーラムが、東海農政局主催により9月7日、おおよそ200名の関係者の参集のもと名古屋市熱田区文化小劇場で開催されました。このフォーラムは、売れる米づくり、転作作物の産地化推進、担い手の確保育成を目的に開催され、まず、最初に「農業における人づくり」と題して元松下政経塾の塾頭で(有)志ネットワーク社代表の上甲晃氏による基調講演が行われました。また、JAあいち経済連米穀販売部食糧販売課長の天野正裕氏による「お客様の求める品質」、事例報告として岐阜県高山市の「そばの里づくり」、滋賀県東近江市の「集落営農組織の育成、特定農業団体設立への取り組み」の2事例が報告されました。

◎ **農林漁業の現場での女性の進出を!.....男女共同参画推進対策会議**

愛知県は9月16日、平成17年度男女共同参画推進会議を県自治センターで開催しました。会議には、池田総合特許法律事務所の池田桂子弁護士、愛知大学の武田圭太助教授、愛知県農業経営士協会の中野治美会長など関係者22名が出席し、平成22年度の目標に向けた取り組みと各関係団体の取り組み状況について協議しました。

女性の農林漁業関係への各項目の参加目標を達成するには、受動的でなく、より主体的・積極的な行動が求められます。

◎ **より一層の加入推進を!.....農業者年金業務担当者研修会**

本会は9月5～6日、幡豆町のグリーンホテル三ヶ根で本年度の農業者年金業務担当者研修会を開催しました。各市町村農業委員会・県農林水産事務所担当者等50名の参加を得て、1日目は農業者年金基金の上野補佐から新年金制度の概要と給付関係事務の留意点の説明を、その後、本会職員から、平成17年度の加入推進と適用・収納関係事務についての説明を行いました。また、2日目は旧制度関係の取り扱いに関する留意点を中心とした説明を行いました。

◎ **農業経営士、青年農業士、農村生活アドバイザー認定会議**

9月20日、平成17年度農業経営士、青年農業士、農村生活アドバイザーの認定会議が県自治センターで開催されました。

農業経営士は、昭和46年度の第1回の認定者83名から今日までで1,598名が認定されてきました。35回目の今回は53名が各地域から候補者として推薦されてきました。青年農業士は、昭和51年度の205名から今日まで1,998名が認定され、30年目の今回は66名(うち女性16名)が候補者として推薦されてきました。農村生活アドバイザーは、平成7年度の104名から平成16年度の10ヶ年で492名が認定され、今回は27名が候補者として推薦されてきました。認定会議の審議では、推薦された候補者全員を承認しました。

なお、正式には10月下旬に記者発表、11月9日に認定式が予定されています。

◎ **愛知県農家花嫁花婿対策連絡協議会幹事会**

9月13日、白壁庁舎で第1回の愛花協幹事会を開催し、本年度事業の進捗状況と今後の事業推進について協議願いました。また、愛花協も昭和60年の農業会議と農協中央会の共同事務局として発足して以来21年目に入りましたが、近年、農協・市町村合併の進展で会員数が大きく減少し、その運営もより厳しさを増してきていることから、次年度以降の事業運営などについても協議願いました。

◎ **「第19回農業委員統一選挙後における農業委員会の体制等調査結果の概要**

全国農業会議所による全国集計の概要（未定稿）が9月8日に発表されましたが、この主な内容は以下のとおりです。

① **農業委員会・農業委員数**

	平成17年7月 20日時点 ①	平成14年10 月1日時点②	減少率
農業委員会数	2,308	3,156	▲26.9
農業委員総数	45,748	57,837	▲20.9
選挙委員数（実数）	34,312	43,297	▲20.8
選任委員数（実数）	11,436	14,540	▲21.3
団体推薦	5,290	5,250	0.8
議会推薦	6,146	9,290	▲33.8

② **女性農業委員（組織目標；1農業委員会当たり複数の選出）**

女性農業委員数1,935人（4.2%）、1農業委員会当たり0.8人。女性がいる農業委員会数 1,069（46.3%）、2人以上の農業委員会数 624（27%）。

③ **認定農業者農業委員（組織目標；農業委員全体の2割の選出）**

認定農業者農業委員がいる農業委員会数1,651（71.5%）。

認定農業者農業委員8,881人（19.4%）、1農業委員会当たり3.8人。

④ **統一選挙の実施状況**

統一選挙実施農業委員会は1,537（66.6%）。

投票が行われた農業委員会は161委員会（投票実施率10.5%）。

◎ **「第23回全国農業新聞写真コンクール」の募集について**

日本の原風景ともいえる農業・農村が持つ多面的な機能の再認識が求められています。全国農業新聞・全国農業会議所では、レンズを通して農業・農村の今の姿を写し、多くの人に伝えることができる写真の重要性を高く評価しています。このため、一人でも多くの方が農業農村に目を向け、愛情をもっていただくため、1984年から毎年実施されてきました。

応募部門は、①農業一般・一枚写真の部（農業・農村に関わるもの）、②農業一般・組写真の部（農業・農村に関わるもの）、③農業委員会の部（市町村の農業委員会活動を対象としたもの）で、応募期限は12月31日までとされております。奮って応募されるよう関係者への働きかけをよろしくお願いします。

なお、詳しいことは、農業会議岡田業務課長にお尋ねください。

◎ **京都大原里づくりの経過を研修・・・・・・・・全国農業委員会都市農政対策協議会**

9月1日、京都市農業委員会とNPO法人「京都大原里づくり協会」の“都市地域における農地・景観の確保・保全の取り組みと観光を核とした活動内容”を研修するための現地研究会が開催されました。これは、景観を守るため農地を確保し、農業と観光を一体化するため新たに約30haの農振農用地指定を受け農地整備を図ろうとする取り組みです。

また、翌日は第2回目の「農業委員会都市農業研究会作業部会」が開催されました。生産緑地法に対する対応については、国土交通省内でも相反する二つの動きがあり、これらを見極めながら、他の農業団体の意見も参考とし本協議会の意見・要望を取りまとめることとされました。

なお、農林水産省では、都市農業の担当部署を明確にするため、従来の農村振興局地域振興課の「グリーンツーリズム対策室」を10月1日付けで「都市農業・地域間連携対策室」とする組織変更を行うとのことでした。

◎ **耕作放棄地は38万haに！・・・・・・・・2005年農林業センサスの暫定値公表**

農林水産省大臣官房統計部は、9月21日に2005年農林業センサス速報結果概要（暫定値）を公表しました。

この主な内容は以下のとおりです。

なお、全体の詳細結果（「2005年農林業センサス結果概要」）については、平成17年10月末に公表される予定とのことでした。

- 1 農業経営体数は198万9千経営体
前回（平成12年2,365千経営体）に比べ15.9%減少。
- 2 耕地面積は478万ha（愛知県は8万ha）うち農振農用地405万ha
田は259万ha うち農振農用地226万ha、畑183万ha うち農振農用地149万ha、
樹園地37万ha うち農振農用地31万ha。
- 3 経営耕地総面積は368万ha（愛知県は5万ha）
前回（平成12年396万ha）に比べ28万ha、7.1%減少。
内訳は田207万ha、畑137万ha、樹園地23万ha。
- 4 耕作放棄地面積38万ha
前回（平成12年34万ha）に比べ4万ha、10.9%増加。
- 5 専業農家1万4千戸増加（平成12年426千戸から平成17年440千戸へ）
販売農家全体194万9千戸（平成12年233万7千戸）に占める割合は22.6%。

◎ **農業委員会における不在村農地所有の情報把握に関する調査結果**

（平成16年度実施）

平成16年度に各農業委員会のご協力をいただき、実施された調査の全国版が取りまとめられました。

この調査結果については、平成16年11月16日付け16愛農会議第353号で愛知県の調査概要を報告させていただいたものとほぼ同じ傾向ですが、特に、不在村者の所有農地面積の占める割合は、全国が5.9%に対し愛知県が10.9%と目立っています。ただ、不在村農地所有者の居住地が隣接市町村である割合が愛知県の場合53%に対し全国は43%となっています。その他の項目の詳細は、9月30日に各農業委員

会に送付させていただいた冊子「農業委員会における不在村農地所有者の情報把握に関する調査結果」をご覧ください。

- ◎ 「農業委員会組織運営実態調査」のお願い・・・愛知県農業委員会事務研究会
- 農業委員会組織運営実態調査は、農業委員会の組織運営の実態を把握し、農業委員会系統組織による的確な業務推進と組織体制の強化に資することを目的に3年に1度の割合で実施されているものです。今回の調査は、①農業委員会の体制について、②農地等情報の整備状況について、③「農地と担い手を守り活かす運動」への取り組み状況について、の3本柱の内容で、その他は、一部本県独自の補足調査を加えさせていただきます。調査時点は10月1日とし、11月1日までに報告下さるようお願いいたします。調査内容に対する疑問点等については、農業会議農政課麻生技師にお尋ねください。

◎ 夏花協だより（知事お祝いメッセージ、会長色紙贈呈）

知多市 細川 聡 さん・容子 さん（9月 3日挙式）
愛西市 長瀬 毅彦 さん・あさ美 さん（9月17日挙式）
東海市 坂 和磨 さん・明美 さん（9月25日挙式）
ご結婚おめでとうございます。ご多幸とご活躍をお祈りします。

◎ 今後の主な行事予定

- 10月 4日（火）農業委員会女性職員研修会（白壁庁舎）
10月 5～6 全国農業新聞下半期ブロック会議（名古屋クラウンホテル）
10月 6日（木）愛知県開発審査会（県議会議事堂）
10月 7日（金）農業経営鍛錬道場（白壁庁舎）
10月11～12 全国職員協議会中日本ブロック現地研究会（滋賀県大津市）
10月13～14 ブロック別農業者年金業務担当者会議（新潟県湯沢町）
10月14日（金）東海地域飼料増産現地検討会・放牧（新城市・豊田市）
10月17日（月）常任会議員会議（白壁庁舎）
10月18日（火）情報事業重点普及農業委員会推進会議（三重県松阪市ほか）
10月20日（木）農地・組織制度問題検討委員会作業部会（東京都）
10月21日（金）都道府県農業会議組織主任者会議（蚕糸会館）
10月24日（月）平成17年度都市と農村交流事業（新城市）
10月24～25 平成17年度農業会議組織対策事務局長会議（近江八幡市）
10月27～28 第8回全国認定農業者ふくしまサミット（福島県郡山市ほか）
10月28日（金）経営構造対策推進事業先進地調査研修（岐阜県郡上市）
11月 1日（火）西三河・豊田加茂支部農業委員・職員等研修会（西尾市文化会館）
11月 1～2 全国グリーン・ツーリズム研究大会 in いばらき（つくば市他）
11月 2日（水）尾張支部農業委員・職員等研修会（稲沢市民会館）
11月 4日（金）知多支部農業委員・職員等研修会（半田勤労福祉会館）
11月 8日（火）東三河支部農業委員・職員等研修会（豊橋勤労福祉会館）

平成18年度税制改正要望重点事項（案）

平成17年9月6日
全国農業会議所

I. 国税関係

1. 所得税

- (1) 青色申告等の一定の要件を満たした新規就農者に対し、就農後の一定期間に生じた純損失を無期限に繰越控除することのできる措置を講ずること。（新設）

2. 法人税

- (1) 一定の要件を満たす新設農業法人について、設立後の一定期間に生じた欠損金を無期限に繰越控除することのできる措置を講ずること。（新設）

3. 所得税・法人税

- (1) 農用地利用集積準備金制度の対象に農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画の認定を受けた農業者を追加すること。（新設）
- (2) 平成17年度の水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）等について、個人が交付を受けた場合には一時所得扱いとし、法人が交付を受けて固定資産の取得等を行った場合には圧縮記帳をすることのできる特例措置を講ずること。（新設）

4. 相続税・贈与税

- (1) 納税猶予制度適用農地を収用交換等により譲渡した場合、相続税・贈与税の納税猶予にかかる利子税を免除すること。（租税特別措置法第70条の7）

5. 登録免許税

- (1) 農地保有合理化法人が農業者の規模拡大等のために農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の適用期限を延長すること。（20/100 → 8/1000）
（租税特別措置法第76条の第1項）

II. 地方税関係

1. 不動産取得税

- (1) 農業者が農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業委員会のあっせん等により取得した農用地区域内の農用地に対する課税標準の軽減措置（3分の1）の2年延長。
（地方税附則第11条第4項）

2. 固定資産税・都市計画税

- (1) 農地の固定資産税について、引き続き負担調整措置を講ずること。（新設）
平成18年度以降の農地に対する負担調整措置の創設

III. 複数の税目に関する事項

- (1) 新たな経営所得安定対策の確立に向けた検討を踏まえ、担い手への農地の利用集積ならびに担い手の育成や法人化を推進するための税制上の特例措置を別途要望する。（新設）
- (2) 「バイオマス・ニッポン総合戦略」の策定に基づき、バイオマス利用促進に向けた新たな税制上の特例措置を講ずること。（新設）

経営安定対策（品目横断的政策等）に対する意見について

愛知県農業会議

項 目	記 入 欄
<p>地域の実情に応じた「担い手基準」のあり方についての基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな対策の対象となる担い手基準は、一定水準（所得・面積）以上といった限定的決め方ではなく、それぞれの地域（県域 or 地帯）で定めた水準への規模拡大や経営改善を目指す志向者をも含めること。
<p>対象となる「担い手」やその具体的な基準の設定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者、特定農業団体以外の経営実態を有する受託組織や集落営農などの生産集団も担い手として位置づけること。 ・経営規模面積に作業受託面積を含めること。また、複合経営全体を捉えたものとする。
<p>「諸外国との生産条件格差是正対策（ゲタの政策）」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本型直接支払は現行の品目別対策の総体助成水準を維持し、諸外国との生産条件格差を確実に是正するものとする。 ・面積支払については、過去の規模拡大や生産性向上等の努力が報われ、また、施策導入後の規模拡大実績が反映される仕組みであること。 ・数量支払については、計画生産出荷、品質向上に努力した生産者全てが報われる仕組みであること。
<p>「収入の変動による影響の緩和対策（ナラシの政策）」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収入・所得変動影響緩和対策は、基準収入は短期的には変動があるものの長期的には一定という前提に立っている。現在、農産物価格は趨勢的下落傾向が続いており、生産コストを下回ることも予想されることから、コストを償う対策と、価格下落防止のための需給調整対策が必要。
<p>米政策改革との関連について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、経営全体を対象とした収入・所得変動影響緩和対策とすべきではないか。
<p>資源保全・環境政策との関連について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資源保全・環境政策は、経営安定対策（品目横断的政策）とは明確に切り離れた対策とし、水路、農道、畦畔のほか、ため池、里山林、荒廃農地等の維持・管理に対し、地域の実情に合う多様な取り組みが可能な水準での直接支払が必要。
<p>その他</p>	<p>—</p>